

補足資料

補足資料

消防組織法

(消防機関)

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 **消防団**

(消防団)

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、**消防長又は消防署長の所轄の下に行動する**ものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(特別区の消防に関する責任)

第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第6条に規定する責任を有する。

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第27条 前条の**特別区の消防は、都知事がこれを管理**する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第28条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、**特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用**する。

水防法・災害対策基本法

水防法

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 **水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。**

災害対策基本法

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 **消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。**



所轄の下に…

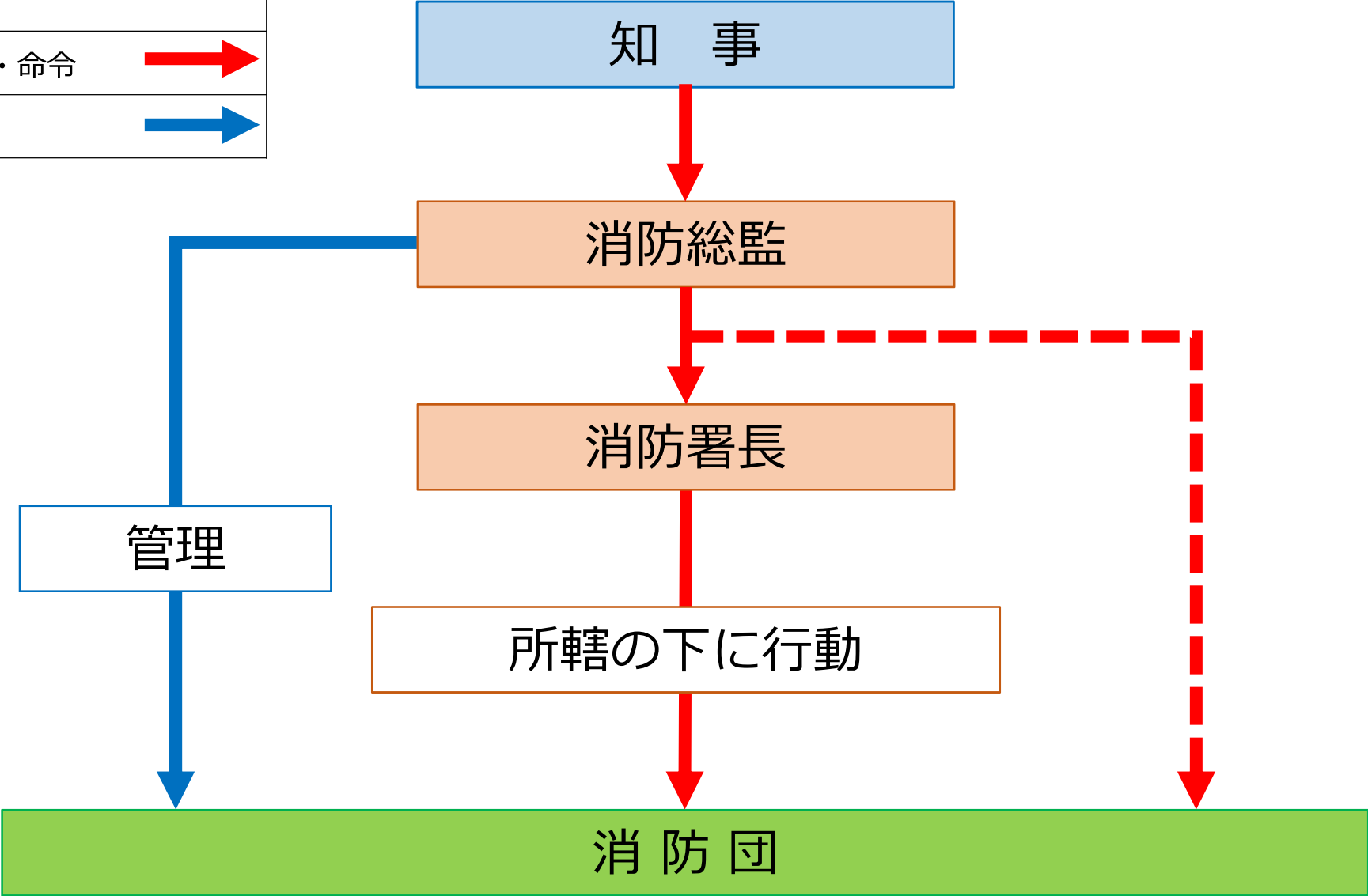
具体的な指示命令権を示すものではなく、**全体的統制に入る**という意味。

水防活動に際し、個々の行動については、**消防機関の自己の計画に基づき行動することを原則**とする。

(水防法逐条解説)

特別区消防団の災害時指揮命令系統

凡例
指揮・命令 
管理 



避難所運営について

災害対策基本法

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する**公共施設その他の施設を指定避難所として指定**しなければならない。

避難所運営ガイドライン（内閣府）

- ・ 避難所運営をバックアップする体制は、市区町村の災害対応業務の根幹。
- ・ 避難所運営は、原則的に「**被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する。**」こと。
- ・ 発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、市区町村が主導し、避難所運営マニュアルの作成を推進し、さらに**避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておく。**
- ・ 避難所の運営体制・運営主体（施設管理者）は、各市区町村で策定する「避難所運営マニュアル」による。

東京消防庁水災警防規程

区分	発令基準	配備人員
非常配第一態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 (方面隊長・署隊長) <ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 水道管の破裂、水門の故障等による出水により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 	<p>当番の職員及び発令時に勤務している 所要の職員</p>
非常配第二態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 (方面隊長・署隊長) <ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域に大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 河川の増水・越水、水道管の破裂、水門の故障等による出水により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 	<p>当番の職員並びに 当番以外の職員のお おむね3分の1及び 所要の消防団員</p>
非常配第三態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 	<p>当番の職員並びに 当番以外の職員のお おむね半数及び所要 の消防団員</p>
非常配第四態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 	<p>全職員及び全消防 団員</p>

特別区消防団災害活動等基準

(水災時の活動原則)

第17条 団員の水災時の活動は次のとおりとする。

- (1) **署隊本部のもとに団本部を開設**すること。
- (2) 参集した団員を消火班、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班及び支援班のうち、災害状況等に応じ必要な任務班に編成すること。
- (3) 各任務班の長は、編成された団員中、最上位の階級のものを充てること。この場合において、最上位の階級のもの複数いるときは先任の団員を充てること。
- (4) 各任務班の長は、団本部の統制に従って班員を指揮すること。

担当	活動内容
消火班	1 担当区域の火災に出場し、消火活動を行う。 2 排水作業等、可搬ポンプを活用した活動を行う。 3 上記の活動事象が無い場合は、分団本部の指示により、水防工法活動等、必要な活動を行う。
情報収集班	河川の状況、被害の発生状況等を把握し、分団本部等へ報告する。
監視警戒班	河川の水位、潮位、水防施設、水災発生危険箇所等の監視警戒を行い、分団本部等へ報告する。
避難誘導班	1 避難勧告及び避難指示に基づき、当該地域住民の避難誘導及び必要な広報を行う。 2 被害発生危険が極めて高い地域住民に対して、避難の呼びかけを行う。
水防工法班	1 分団本部の指示又は命令により出場し、水防工法活動を行う。 2 必要により水防資器材の搬送を行う。
支援班	1 分団員等の給食、給水等を行う。 2 現場救護所の支援を行う。 3 分団本部の運営支援を行う。